

委員会提出第 1 号議案

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成26年3月20日

提出者 厚生委員会委員長 遠田 宗雄

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

我が国においてウイルス性肝炎患者が350万人以上いるとされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、肝炎対策基本法でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっている。

しかし、現行のウイルス性肝炎患者（肝硬変・肝がん患者を含む）に対する医療費助成の対象は、抗ウイルス療法であるインターフェロンと核酸アナログ製剤など一定の治療に限定されているため、これらに該当しない肝硬変・肝がん患者の入院・手術費用等は極めて高額に上るにもかかわらず助成の対象外となっている。そのため、より重篤な病態に陥り、就業や生活に支障を来している。

また、現在は肝硬変患者に対する生活支援の制度である、身体障害者福祉法上の肝疾患の障害認定制度（障害者手帳）があるものの、医学上の認定基準が極めて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がされているところである。

そのほか、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法が制定（平成23年12月）されたが、今日においても大多数の被害者は救済の入り口にさえ立っていない。

ウイルス性肝硬変・肝がん患者は、毎日120人以上の方が亡くなっており、現在は助成対象となっていない医療費にも助成をするよう、早急に制度の拡充を図るべきである。

よって、府中市議会は、政府に対し、次の事項を実現するよう要望する。

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること
- 2 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月20日

議 長 名

(あて先) 内閣総理大臣、厚生労働大臣